

# 上田市立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可の取扱いに関する要綱

令和7年12月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、中学校における部活動の地域展開に伴い、学校に勤務する職員が地域クラブ活動に報酬を得てその指導に従事することについて、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第1項の規定により上田市教育委員会が行う兼職兼業の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 上田市立小・中学校設置条例(平成18年3月6日条例第69号)に定める小学校及び中学校をいう。
- (2) 職員 教育公務員特例法第2条第1項の教育公務員であって、学校に勤務するものをいう。
- (3) 地域クラブ活動 実際に活動を行う地域クラブ活動をいう。
- (4) 兼職兼業 職員が地域クラブ活動の実施主体等から報酬を得て地域クラブ活動の業務に従事することをいう。
- (5) 時間外在校等時間 上田市立学校の上田市立小・中学校管理規則(平成18年3月6日教育委員会規則第11号)に定める時間外在校等時間をいう。

## (兼職兼業の許可の基準)

第3条 兼業兼職の許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 職員の本務に支障がないこと。
- (2) 職員が勤務する学校の運営に支障がないこと。
- (3) 職員が勤務する学校又は当該学校に勤務する他の職員の信用を失墜するおそれがないこと。
- (4) 職員以外の者からの要望、同調圧力等の申請者の意思に反したものではないこと。
- (5) 職員の時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計時間が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超過しないことが見込まれること。

ア 1か月の合計時間 45時間

イ 1年間の合計時間 360時間

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合はこの限りではない。

- (6) 地域クラブ活動の指揮命令系統、指導体制、活動形態及び活動内容等が学校の業務と区分されていること。
- (7) 地域クラブ活動の報酬の額又はその態様が社会通念上適当なものであること。
- (8) 地域クラブ活動の実施主体が、上田市が策定する「上田市中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を遵守していること。

## (兼職兼業の申請等)

第4条 地域クラブ活動に兼職兼業をしようとする職員(以下「申請者」という。)は、地域クラブ活動兼職兼業許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を当該職員が勤務する学校の学校長(以下「学校長」という。)を経由して上田市教育委員会に申請しなければならない。

- 2 学校長は、前項の規定により職員から申請書の提出があった場合は、その内容を確認し、及び必要に応じて当該職員への聴取り等を行い、兼職兼業をすることが適当と認めるときは、校長の意見を添えて上田市教育委員会に申請書を提出しなければならない。

(兼職兼業の許可)

第5条 上田市教育委員会は、前条第2項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、兼職兼業の可否を決定し、申請書により、学校長を経て申請者に通知するものとする。

(健康管理)

第6条 学校長は、前条の規定による許可を受けた申請者(以下「兼職兼業職員」という。)の時間外在校等時間の管理その他健康管理を行うため、当該兼職兼業職員に地域クラブ活動従事時間報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)の提出を求めることその他必要な措置を講じるものとする。

- 2 兼職兼業職員は、地域クラブ活動に従事した日の属する月の翌月5日までに報告書を学校長に提出しなければならない。
- 3 学校長は、前項の規定による提出があった場合は、その内容を確認し、兼職兼業職員が地域クラブ活動に従事した日の属する月の翌月10日までに当該報告書の写しを上田市教育委員会に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第7条 上田市教育委員会は、兼職兼業職員が第3条各号に掲げる基準のいずれかに該当しないことがわかったときその他必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(保険への加入)

第8条 地域クラブ活動の各クラブ及び兼職兼業職員は、地域クラブ活動への従事中に事故等が発生した場合における損害賠償その他の民事上の責任に対し、適切な保険に加入するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の地域クラブの活動への兼職兼業に関し必要な事項は、上田市教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。